公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年9月9日　佐賀地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　佐賀地方検察庁　平成27年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年９月９日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成25年５月17日から同月20日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
阿部和也らが、貸金業者等（後記４⑴を参照）を名のり電話をかけるなどし、過去の借入に関する手続が未了である、あるいは新たな融資を受けるために保証金が必要であるなどとうそを言う方法により被害者をだまし、これを信じた被害者に、指定する銀行口座等（後記４⑶を参照）に現金を振込入金させて金銭の交付を受けた行為（主な犯行態様につき後記４⑷を参照）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　貸金業者名等（検察官が既に把握しているもの）
アカツカ、サクライソウ
⑵　犯行に使用された電話番号（検察官が既に把握しているもの）
080―2164―8895、080―2392―6226、080―9556―5875、090―4541―6692
⑶　被害者に振込入金させるために使用された銀行口座等（検察官が既に把握しているもの）
福岡銀行吉塚支店　北方　大樹名義　口座番号1620226
福岡銀行奈良屋町支店　前畑　亮太名義　口座番号1329735
北洋銀行帯広西支店　松田　廣幸名義　口座番号92924
北洋銀行美原支店　中村　宏幸名義　口座番号4046534
三井住友銀行徳庵支店　盛美　喜雄名義　口座番号1717519
三井住友銀行佐野支店　向井　和久名義　口座番号17665581
埼玉りそな銀行秩父支店　内藤　昌弘名義　口座番号4457944
みずほ銀行北九州支店　岩野　俊行名義　口座番号1216639
宮崎中央農協宮崎支店　水流　純夫名義　口座番号0055471
ゆうちょ銀行　高橋　義美名義　記号番号10290―12050561
ゆうちょ銀行　薄井　美都名義　記号番号10720―12546231
ゆうちょ銀行　谷上　輝明名義　記号番号17130―8901191
ゆうちょ銀行　渡辺　弘名義　記号番号10210―94171451
ゆうちょ銀行　向井　和久名義　記号番号14150―146106551
⑷　主な犯行態様
ア　貸金業者等を名のり被害者方に電話をかけるなどする。
イ　被害者に、「過去の借入に関する手続が未了である。」、あるいは「新たな融資を受けるために保証金が必要である。」などとうそを言う。
ウ　指定する銀行口座等に指定した金額を振り込ませてだまし取る。
5　開始決定の時における給付資金の額　金13万5,000円
6　支給申請期間　平成27年９月９日から同年11月９日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　阿部和也
⑵　裁判所名　佐賀地方裁判所
⑶　裁判年月日　平成26年１月22日
⑷　確定年月日　平成26年２月24日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、共謀の上、平成25年５月20日、現金自動預払機に、不正に入手した前畑亮太名義のキャッシュカード１枚を挿入して同機を作動させ、同機から銀行が管理する現金13万5,000円を引き出して窃取した。
（罪名）
窃盗
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒840―0833　佐賀県佐賀市中の小路５番25号
佐賀地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　0952―22―7246（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（佐賀地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（佐賀地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年９月９日　佐賀地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　佐賀地方検察庁　平成27年第２号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年９月９日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成25年５月17日から同月20日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
阿部和也らが、種々の貸金業者名等（後記４⑴を参照）で貸金業を営み、被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座等（後記４⑶を参照）に振込入金させて金銭の交付を受けた行為（主な犯行態様につき後記４⑷を参照）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　貸金業者名等（検察官が既に把握しているもの）
アカツカ、サクライソウ